

各 位

平成 29 年 5 月 10 日

会 社 名 日 本 特 殊 塗 料 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 酒 井 万 喜 夫
(コード番号 4619 東証第 1 部)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 専 務 業 務 本 部 長 田 谷 純
(TEL 03-3913-6134)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 111 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第 31 条(取締役の責任免除)第 2 項および第 41 条(監査役の責任免除)第 2 項について、所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 31 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 現行定款第 34 条(監査役の任期)第 3 項で引用する会社法の条文を相当条文に変更するものであります。また、補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、正確には定時株主総会の開始の時までであることから、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 31 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、 <u>社外取締役との間に</u> 、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第 31 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の<u>終結</u>の時までとする。</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の<u>開始</u>の時までとする。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 23 日

以 上